



熊本県公報

第 1 2 3 6 9 号
平成 26 年 11 月 18 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更…………… (") 2
- 熊本県訓練手当支給要項の一部改正…………… (産業人材育成課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 熊本県明るい選挙推進協議会第 2 回会議の開催…………… (熊本県明るい選挙推進協議会) 4

告 示

熊本県告示第 1 0 9 3 号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 6 2 年法律第 3 0 号)附則第 2 0 条第 1 項の規定により特定行為業務事業者の登録を次のとおり行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により公示する。

平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団孔和会 天草市久玉町 5 7 1 6 番地の 5	ケアセンター海ん里 天草市久玉町 5 7 1 6 - 6	4 3 1 1 0 0 2 2 9	平成 2 6 年 1 月 7 日	通所リハビリテーション
医療法人社団孔和会 天草市久玉町 5 7 1 6 番地の 5	多機能ハウス泉寿苑 天草市牛深町 2 5 2 5	4 3 1 1 0 0 2 3 0	平成 2 6 年 1 月 7 日	小規模多機能型居宅介護
医療法人社団孔和会 天草市久玉町 5 7 1 6 番地の 5	グループホーム桜ん里 天草市河浦町白木河内 1 1 6 - 1	4 3 1 1 0 0 2 3 1	平成 2 6 年 1 月 7 日	認知症対応型共同生活介護

熊本県告示第1094号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
壬生 雄大	砥川鍼灸整骨院	上益城郡益城町砥川17 26	平成26年7月14日

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
壬生 雄大	砥川鍼灸整骨院	上益城郡益城町砥川17 26	平成26年7月14日

熊本県告示第1095号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
なかふさ心療内科・光の森 菊池郡菊陽町光の森七丁目25番5号	平成26年11月1日
有限会社愛薬局 菊池市大琳寺241番地18号	平成26年11月1日
ミノリ調剤薬局 宇城市小川町新田出字二番274	平成26年11月1日
平成病院訪問看護ステーション 八代市大村町888番地4	平成26年11月1日

熊本県告示第1096号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
有限会社爽快堂調剤薬局 荒尾市荒尾2018番5	平成26年11月1日
球磨郡医師会訪問看護ステーション 球磨郡多良木町多良木3051番地	平成26年11月1日

熊本県告示第1097号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
阿蘇市国民健康保険	医療機関の名称	阿蘇市国民健康	阿蘇医療センタ	平成26年8

阿蘇中央病院		保険阿蘇中央病院	一	月4日
	医療機関の所在地	阿蘇市黒川1178番地	阿蘇市黒川1266番地	平成26年8月4日
阿蘇中央薬局	医療機関の所在地	阿蘇市黒川1110番地1	阿蘇市黒川1249番地	平成26年8月6日

熊本県告示第1098号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成26年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項
熊本県訓練手当支給要項(昭和62年熊本県告示第277号の2)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第15号を削り、同項第14号を同項第15号とし、同項第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号中「第2条第2項第8号の2」を「第2条第2項第8号の3」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 省令第2条第2項第8号の2に規定する父子家庭の父

第3条第1項第16号中「第2条第2項第8号の3」を「第2条第2項第8号の4」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第619号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市本井手字浦頭739番1、同739番6、同739番7、同739番8、同739番9、同字原山1460番4、同1460番5、同1460番6及び同1460番7
1, 145.39平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
荒尾市大島103番地の2
有限会社日新商会

熊本県公告第620号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
御船ショッピングプラザイン
上益城郡御船町大字御船1041番地の1
- 変更しようとする事項の概要
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	変 更 前		変 更 後	
No. 1	建物西側及び南側	106台	建物西側及び南側	98台
No. 2	な し		建物東側	8台
合 計	106台		106台	

イ 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	変 更 前	変 更 後
No. 1	建物南側 5台	建物南側 5台
No. 2	なし	建物西側 8台
合 計	5台	13台

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設	変 更 前	変 更 後
No. 1	建物東側 6立方メートル	建物東側 6立方メートル
No. 2	建物東側 13立方メートル	建物東側 13立方メートル
No. 3	なし	建物敷地東側 4立方メートル
合 計	19立方メートル	23立方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
No. 1	午前8時30分～午後10時30分	午前8時30分～午後10時30分
No. 2	なし	午前8時30分～午後10時

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	変 更 前	変 更 後
No. 1	2箇所 建物敷地西側及び北西側	3箇所 建物敷地西側及び北西側
No. 2	なし	

(3) 変更の年月日

平成26年11月1日

3 届出年月日

平成26年10月31日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
平成26年11月18日から平成27年3月18日まで

熊本県公告第621号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市内牧字北新井手1015番2、同1015番4、同1015番5、同1015番6及び同1063番2の一部
2,698.75平方メートル（全体区域面積6,660.32平方メートル）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
ダイレックス株式会社

登載依頼

熊本県明るい選挙推進協議会公告第2号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成26年11月18日

熊本県明るい選挙推進協議会
会長 明 石 照 久

- 開催日時
平成26年11月28日（金）午後3時00分から午後4時00分まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室
- 議題
(1) 平成26年度上半期の事業実施状況報告について
(2) 平成26年度明るい選挙啓発作品コンクール審査（習字）

- (3) その他
- 4 傍聴の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村行政課選挙班）
（電話096-333-2104（ダイヤルイン））